

第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会 ～御食国ひょうご～ 協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会～御食国ひょうご～（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体及び個人（以下「法人等」という。）が、大会行事に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(協賛)

第2条 この要領において「協賛」とは、法人等が第41回全国豊かな海づくり大会兵庫県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 大会の機運醸成、広報・準備・運営等全般に要する資金の提供（1口1万円とする）
- (2) 大会の機運醸成、広報・準備・運営等全般に要する物品の提供

(協賛の募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、令和4年4月1日から令和4年8月31日までとする。

(協賛の申込み等)

第4条 協賛を行おうとする者は、協賛金申込書（別記様式第1号）または協賛品申込書（別記様式第2号）を実行委員会に提出し行うものとする。

- 2 実行委員会は、協賛の申込みがあったときは、第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、協賛の申込みを行った法人等（以下「申込者」という。）に対し協賛申込通知書（別記様式第3号）により受理した旨を通知するものとする。

(資金の提供による協賛の方法)

第5条 第2条に規定する協賛の申込者のうち資金の提供を申し込んだ者は、第4条第2項の規定による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、原則として実行委員会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛する資金（以下「協賛金」という。）の全額を一括して納付するものとする。

- 2 協賛金の領収書は、金融機関が発行する振込金受領書をもって代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、領収書（別記様式第4号）を発行することができるものとする。

(物品の提供による協賛の方法)

第6条 第2条に規定する協賛の申込者のうち物品の提供を申し込んだ者は、受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、協賛する物品（以下「協賛品」という。）を引き渡すものとする。

- 2 実行委員会は、協賛者の希望により、協賛品の受領書（別記様式第5号）を発行することができるものとする。

(協賛特典)

第7条 協賛者の特典（以下「協賛特典」という。）は、別表のとおりとする。

なお、協賛品については、当該品の標準小売価格等により金額換算し、別表の「協賛金額」に当てはめるものとする。

2 実行委員会は、前号に規定する協賛特典以外に、必要に応じ協賛特典を追加することができるものとする。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、大会行事のうち、次の各号に掲げる経費のいずれかに充てるものとする。

- (1) 大会の機運醸成・広報・準備・運営等全般に要する経費
- (2) その他大会に付随する経費

(協賛申込書の不受理等)

第9条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、申込書を受理しないものとし、申込者にその旨通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
 - (2) 法令または公序良俗に反する者
 - (3) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
 - (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までに該当する者、第6号の規定に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者
 - (5) その他法令又は公序良俗に反するものなど実行委員会が不相当と判断する者
- 2 実行委員会は、申込書受理後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛の受理を取り消すものとし、当該協賛者に対しその旨を通知するとともに、原則として協賛金及び協賛物を返戻するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

協賛金額別協賛特典一覧表

特典内容		協賛金額	
		10万円以上	1万円以上
1	大会会場に掲出する協賛者一覧ボードへの掲載	ロゴ表示	テキスト表示
2	大会プログラムへの協賛者名の掲載	ロゴ表示	テキスト表示
3	大会ホームページへの協賛者名の掲載	ロゴ表示	テキスト表示
4	大会ホームページから協賛者ホームページへのリンク設定	○	○
5	大会記録集への協賛者名の掲載	ロゴ表示	テキスト表示
6	大会会場「おもてなしエリア」での展示機会の提供	○	—
7	全国豊かな海づくり大会兵庫大会支援呼称・ロゴマーク等の使用	○	—

【留意事項】

① 掲載順

掲載については協賛金の多い順とし、同額の場合には申し込み順とする。なお、金額と申し込み順が同じ場合は、五十音順とする。

② 大会ホームページへの掲載

掲載期間は、協賛金の納入後（または協賛品の納品後）から令和5年3月末までの予定。

③ 大会会場「おもてなしエリア」での展示

協賛者による「水産資源の保護・管理」「湖沼・河川環境保全」「漁業の振興・発展」「豊かな海の再生」等、大会趣旨に沿った活動のPRに限る。

④ 全国豊かな海づくり大会兵庫大会支援呼称・ロゴマーク等の使用

大会支援呼称は「○○○（協賛者名）は第41回全国豊かな海づくり大会兵庫大会を応援しています。」とし、使用時期は協賛金の納入後（または協賛品の納品後）とする。

※ ロゴマーク等の使用の詳細については別途事務局と調整すること